鳥取県米国高関税対応特別需要資金制度要綱

（目　的）

第１条　この要綱は、米国の高関税政策に大きく影響を受けることが懸念される県内事業者等の将来の高関税政策の影響を回避・軽減するとともに、県内事業者等の事業拡大や競争力強化を図るため、県内事業者等の行う早期対策に必要な資金の融資を促進することを目的とし、鳥取県企業自立サポート事業基本要綱（平成18年４月５日第200500140012号鳥取県商工労働部長通知。以下「基本要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定　義）

第２条　この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1. 米国高関税影響業種　米国の相互関税措置、追加関税措置その他の措置により大きな影響を受ける業種として商工労働部長が別に定める業種をいう。
2. 米国高関税対策事業　米国の高関税政策により生じる受注減、取引先からのコスト削減要求等の影響に対応する又は備えるために取り組む生産性向上、研究開発、販路開拓等をいう。

（融資対象者）

第３条　この資金の融資の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

1. 直近の決算期における米国高関税影響業種に属する事業の売上高（米国への輸出取引に伴う売上高以外のものを含む。）の事業者全体の売上高に占める割合が２分の１を超える者であること。
2. 米国高関税影響業種の製品等を直接的又は間接的に米国へ輸出（当該製品等が取引先等の部品・製品等に組み込まれて輸出されている場合を含む。）している者であること。
3. 県内に主要な事業所を有する者であること。

（融資条件等）

第４条　この資金の融資条件等は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 資金の使途 | 設備資金又は運転資金（米国高関税対策事業に必要なものに限る。） |
| 融資限度額 | ２億8,000万円 |
| 融資期間 | 10年以内（据置５年以内を含む。） |
| 融資利率 | 当初５年間、年1.00パーセント（固定金利）６年目以降、年1.50パーセント（変動金利） |
| 信用保証 | 全て保証協会の保証を必要とする。 |
| 保証料率 | 次の区分に従って、下表のとおりとする。ただし、借入後５年間は料率区分にかかわらず０パーセントとする。（単位：％）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 料率区分 | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ⑥ | ⑦ | ⑧ | ⑨ |
| 保証料率 | 0.68 | 0.64 | 0.59 | 0.54 | 0.49 | 0.45 | 0.40 | 0.30 | 0.23 |

※経営安定関連保証（セーフティネット保証）５号、７号又は８号の適用を受ける場合は、保証料率は0.35％とする。※経営安定関連保証（セーフティネット保証）４号又は危機関連保証の適用を受ける場合は、保証料率は0.40％とする。 |
| 担　保 | 保証協会の定めるところによる。 |
| 保証人 | 保証協会の定めるところによる。 |
| 償還方法 | 割賦均等償還 |

（融資の申込み）

第５条　この資金の融資を受けようとする者は、米国高関税対応特別需要資金申込書（様式第１号。以下「申込書」という。）に関係書類を添えて、県商工団体に提出するものとする。

２　申込書の提出を受けた商工団体は、申込書等の内容を精査し、前２条に規定する融資対象者及び融資条件等を満たしていることを確認した後、申込書を保証協会に送付するものとする。

３　取扱期間は、令和７年６月２６日から令和７年12月31日までの申込受付分とする。

（融資の内定と実行）

第６条　保証協会は、申込書等を受け付けたときは、金融機関と保証及び融資に関する協議を行い、適当と認めたものについて、金融機関に内定の通知を行うとともに、商工団体に対し、審査結果を通知するものとする。

２　内定の通知を受けた金融機関は、内容を審査の上、この資金の融資を実行するものとする。

（融資実行の報告）

第７条　基本要綱第８条に定める報告先は県とする。

（進捗状況又は結果の報告）

第８条　県は、必要があると認めるときは、この資金の融資を受けた者に、事業状況報告書（様式第２号）により事業計画の進捗状況又は結果を報告させることができるものとする。

（資金措置）

第９条　この資金を運用するため、基本要綱第４条の規定に基づく補助金により、取扱金融機関に対して次のとおり資金措置を行うものとする。

(１)補助金交付額　この資金の融資残高に対し、商工労働部長が別に定める補助率及び期間を乗じた額

(２)補助対象期間　年度更新とし、第６条第２項の規定に基づき取扱金融機関から実行された融資の期間（鳥取県企業自立サポート事業貸付条件変更措置実施要綱（平成18年４月５日付第200500140012号鳥取県商工労働部長通知）に基づき貸付期間が延長されたときは、その延長期間を含む。以下「取扱金融機関の融資期間」という。）を限度とする。

（その他）

第１０条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は商工労働部長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和７年６月２６日から施行する。